

11／5（金）の発表

はじめよう、つづけよう。

「新北海道スタイル」

～新型コロナウイルスに強い北海道をつくる～ 新北海道スタイル

報道発表資料の配付日時 11月5日（金）15時00分

発表項目 (行事名)	「北海道立自然公園条例及び北海道立自然公園条例施行規則の一部改正（素案）に対する道民意見の募集について		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
	道では、北海道立自然公園条例及び北海道立自然公園条例施行規則の一部改正に係る検討を進めておりますが、この度、条例等の改正素案をとりまとめ、次のとおり道民の皆様からご意見等を募集することとしましたので、お知らせします。		
概要	<p>1 意見募集の対象 北海道立自然公園条例及び北海道立自然公園条例施行規則の一部改正（素案）</p> <p>2 素案及び参考資料の入手方法</p> <p>(1) 北海道環境生活部環境局自然環境課ホームページ https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/index.html</p> <p>(2) 北海道環境生活部環境局自然環境課（道庁12F）</p> <p>(3) 北海道総務部行政局文書課行政情報センター（道庁別館3F）.</p> <p>(4) 各（総合）振興局（石狩振興局を除く）の行政情報コーナー</p> <p>3 意見等の募集期間 令和3年(2021年)11月5日(金)～令和3年(2021年)12月6日(月)</p> <p>4 意見等の提出方法及び提出先</p> <p>(1) 郵便 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道環境生活部環境局自然環境課公園保全係</p> <p>(2) ファクシミリ 011-232-6790</p> <p>(3) 電子メール kansei.shizen1@pref.hokkaido.lg.jp</p>		
参考 (添付資料)	<p>1 道民意見提出手続の意見募集要領</p> <p>2 北海道立自然公園条例及び北海道立自然公園条例施行規則の一部改正（素案）について</p>		

報道（取材）に当たってのお願い	意見募集について、広く道民の皆様への周知が図られるよう、積極的な報道をお願いします。	
他のクラブとの関係	同時配付	
	同時レク	

担当	環境生活部環境局自然環境課公園保全係 (担当:課長補佐 車田) TEL:ダイヤルイン 011-204-5204 内線 24-354
----	---

(別記第1号様式 道民意見提出手続の意見募集要領)

道 民 意 見 提 出 手 続 の 意 見 募 集 要 領

令和3年(2021年)11月5日

1 計画等の案の名称

北海道立自然公園条例及び北海道立自然公園条例施行規則の一部改正（素案）

2 参考資料の名称

- (1) 北海道立自然公園条例及び北海道立自然公園条例施行規則の一部改正（素案）について
- (2) 北海道立自然公園条例（現行）
- (3) 北海道立自然公園条例施行規則（現行）

3 計画等の案及び参考資料の入手方法

- (1) 北海道のホームページ（環境生活部環境局自然環境課ホームページ）への掲載
(<https://www.pref.hokkaido.jp/ks/skn/index.htm>)
- (2) 以下の場所での閲覧及び配付
 - ア 北海道環境生活部環境局自然環境課（道庁12F）
 - イ 北海道総務部行政局文書課行政情報センター（道庁別館3F）
 - ウ 各総合振興局及び各振興局（石狩振興局を除く）の行政情報コーナー

4 意見等の募集期間

令和3年(2021年)11月5日（金）～令和3年(2021年)12月6日（月）

5 意見等の提出方法及び提出先

- (1) 郵便 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道環境生活部環境局自然環境課（公園保全係）
- (2) ファクシミリ 011-232-6790
- (3) 電子メール kansei.shizen1@pref.hokkaido.lg.jp

6 意見募集結果の公表時期

提出された意見については、意見に対する考え方と共に令和3年(2021年)12月中旬頃を目処に「道民意見提出手続の意見募集結果」を公表します。

なお、意見募集の結果の公表は「3 計画等の案及び参考資料の入手方法」に記載の方法に準じて行います。

7 その他

- (1) 意見の提出に当たっては、日本語でお願いします。
- (2) 意見の提出に当たっては、住所、氏名（団体の名称）を記載してください。
なお、意見の要旨と併せて、意見を提出された方の住所（市町村名のみ）を公表することができます。
- (3) 意見が長文の場合や大部の資料を添付する場合は、併せてその要旨を提出してください。
- (4) 電子メールによる意見の提出は、ファイル形式をテキスト形式とし、添付ファイルによる提出はご遠慮願います。
- (5) 意見受付後、約3日（土曜・日曜日、休日を除く）以内に受け付けた旨をご連絡いたしますので、連絡がない場合は、電話・ファクシミリ・郵便等でお問い合わせ願います。
なお、連絡は、電子メールの送信・電話・ファクシミリ・郵送等により行います。
- (6) プライバシーを侵害する意見、誹謗中傷などの差別を助長する意見、個人情報が記載された意見は公表しない場合があります。

問い合わせ先

環境生活部環境局自然環境課
(公園保全係)

電話 011-204-5204

北海道立自然公園条例及び北海道立自然公園条例施行規則の 一部改正（素案）について

1 改正の趣旨

国立・国定公園における地域の主体的な取組を促す仕組みを新たに設け、保護のみならず利用面での施策を強化し、「保護と利用の好循環」（自然を保護しつつ活用することで地域の資源としての価値を向上）の実現を図るため、自然公園法（昭和32年法律第161号。以下「法」という。）が改正されました（令和3年5月6日公布、令和4年4月1日施行）。

本道を代表する優れた自然の風景地として、北海道立自然公園条例（昭和33年北海道条例第36号。以下「条例」という。）に基づき指定される道立自然公園は、道内外の多くの人々を引き付ける観光地等として、地域社会にとって重要な資源となっています。その自然の価値を活かし、地域活性化に資する滞在型の自然観光を推進するためには、魅力的な自然体験アクティビティの提供、旅館街等の上質な街並みづくり及び認知度の向上が必要となります。

こうした状況に対応するため、法の改正の趣旨を踏まえ、道立自然公園における「保護と利用の好循環」の実現を図ることを目的に、条例及び北海道立自然公園条例施行規則（昭和33年北海道規則第74号。以下「規則」という。）を改正します。

2 改正の概要

- ① 地域主体の利用拠点整備の明文化・手続の簡素化のため利用拠点整備改善計画制度を、地域主体の自然体験アクティビティ促進の明文化・手續の簡素化のため自然体験活動促進計画制度を、それぞれ創設します。

主な項目		概要	
制	度	利用拠点整備改善計画制度	自然体験活動促進計画制度
明文化	協議会	<ul style="list-style-type: none">・道立自然公園の区域を含む市町村は、単独で又は共同して、公園利用拠点の質の向上のための整備改善に関する協議会（以下「利用拠点整備改善協議会」という。）を組織することができる。・利用拠点整備改善協議会は、市町村、事業の実施者、土地所有者等で構成する。・事業の実施者は、利用拠点整備改善協議会を組織するよう要請することができる。また、事業の実施者及び土地所有者等は、利用拠点整備改善協議会の構成員として加えるよう申し出ることができる。・利用拠点整備改善協議会は、利用拠点整備改善計画の作成のために必要な公園計画※¹及び公園事業※²の変更等を提案することができる。	<ul style="list-style-type: none">・道立自然公園の区域を含む市町村は、単独で又は共同して、質の高い自然体験活動の促進に関する協議会（以下「自然体験活動促進協議会」という。）を組織することができる。・自然体験活動促進協議会は、市町村、事業の実施者、土地所有者等で構成する。・事業の実施者は、自然体験活動促進協議会を組織するよう要請することができる。また、事業の実施者及び土地所有者等は、自然体験活動促進協議会の構成員として加えるよう申し出ることができる。・自然体験活動促進協議会は、自然体験活動促進計画の作成のために必要な公園計画※¹の変更を提案することができる。
	計画	<ul style="list-style-type: none">・利用拠点整備改善協議会が利用拠点整備改善計画を作成したときは、市町村及び各事業の実施者は共同で知事の認定を申請することができる。・利用拠点整備改善計画には、区域、基本的な方針、目標、事業の内容及び実施主体、計画期間等を記載する。	<ul style="list-style-type: none">・自然体験活動促進協議会が自然体験活動促進計画を作成したときは、市町村及び各事業の実施者は共同で知事の認定を申請することができる。・自然体験活動促進計画には、区域、基本的な方針、目標、事業の内容及び実施主体、計画期間等を記載する。
手続の簡素化		<ul style="list-style-type: none">・知事の認定を受けた利用拠点整備改善計画に基づく利用拠点整備改善事業の実施に必要な許認可等を不要とする。	<ul style="list-style-type: none">・知事の認定を受けた自然体験活動促進計画に基づく自然体験活動促進事業の実施に必要な許可等を不要とする。

※1 公園計画：道立自然公園の保護又は利用のための規制又は事業に関する計画

※2 公園事業：公園計画に基づいて執行する事業であって、道立自然公園の保護又は利用のための施設で規則で定めるものに関するもの

② 道立自然公園の保全管理の充実のため、所要の改正を行います。

主な項目	概要
公園事業となる施設の種類の追加	・公園事業となる施設の種類として、自動車に動力源としての電気を供給するための施設等を追加する。
公園事業の承継	・公園事業の全部を譲渡する場合、知事の承認を受けたときは、譲受人が公園事業者の地位を承継する。 ※ 現状：前事業者が事業廃止→次の事業者が新規認可取得
特別地域における許可を要する行為の追加	・特別地域 ^{※3} における許可を要する行為として、知事が指定する道路（主として歩行者の通行の用に供するものであって、舗装がされていないものに限る。）において車馬（マウンテンバイク等）を使用する行為を追加する。
野生動物の餌付け等の規制（鳥類及び哺乳類）	・特別地域又は集団施設地区 ^{※4} 内における利用のための規制の対象行為に、野生動物の生態に影響を及ぼす行為（野生動物に餌を与えること及び著しく接近し、又はつきまとうこと）を追加し、罰則の適用対象とする。
公園管理団体業務の見直し	・公園管理団体 ^{※5} の指定に当たり、利用者への助言指導、調査研究等の実施能力を必須としないこととする。
プロモーションの促進	・道は、道立自然公園の利用の増進に関する情報提供・普及宣伝を行うよう努めることとする。
罰則の引上げ	・特別地域の行為規制に違反した場合の罰則を引き上げる。（現行 6月以下の懲役又は50万円以下の罰金）

※3 特別地域：道立自然公園の風致を維持するため、公園計画に基づき知事が指定する区域

※4 集団施設地区：道立自然公園の利用のための施設を集団的に整備するため、公園計画に基づき知事が指定する区域

※5 公園管理団体：道立自然公園内の自然の風景地の保護に資する活動、施設の補修その他の維持管理等を行う団体であって知事が指定するもの

3 今後のスケジュール

改正条例案の提案：令和4年第1回北海道議会定例会に提案予定。

改正条例及び改正規則の施行：令和4年4月1日施行予定（法の改正と同時施行予定）。

ただし、特別地域における許可を要する行為の追加、野生動物の餌付け等の規制及び罰則の引上げについては、令和4年7月1日施行予定。